

山梨大学教育学部附属教育実践総合センター教育相談室内規

制定 平成 28 年 5 月 11 日

(趣旨)

第 1 条 山梨大学教育学部附属教育実践総合センター規程（以下「センター規程」という。）第 10 条第 2 項に基づき、山梨大学教育学部附属教育実践総合センター教育相談室（以下「教育相談室」という。）の運営等に関し、必要な事項を定める。

(任務)

第 2 条 教育相談室は、あらかじめ「教育相談スタッフ」を登録し、主として教師及び児童生徒並びに保護者の教育上の相談を受け付け、これに対し指導・助言する。

(連絡協議会)

第 3 条 教育相談室に、山梨大学教育学部附属教育実践総合センター教育相談室連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置き、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 教育相談室の運営に関する事。
- (2) 附属学校の教育相談に関する事。
- (3) 教育相談室の予算に関する事。
- (4) 教育相談室諸規程に関する事。

(連絡協議会の組織)

第 4 条 連絡協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 山梨大学教育学部附属教育実践総合センター長（以下「センター長」という。）が指名する教員
 - (2) 教育学部附属学校の教員 若干人
 - (3) 附属学校のスクールカウンセラー
- 2 委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

(連絡協議会の委員長)

第 5 条 連絡協議会に委員長を置き、センター長が指名する。

- 2 委員長は連絡協議会を招集し、議長となる。

(連絡協議会の議事)

第 6 条 連絡協議会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 連絡協議会の議決は、過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 3 連絡協議会が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。

(雑則)

第 7 条 この内規に定めるもののほか、教育相談室の運営に関し必要な事項は、連絡協議会の議に基づき、センター長が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成 28 年 5 月 11 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 山梨大学教育人間科学部附属教育実践総合センター教育相談室内規（平成 27 年 6 月 10 日制定）は、廃止する。